

手数料に関する事項

株式会社ビッグアビリティ

第1条（委託業務の内容）

乙は甲が委託する甲の要求に合致した人材を確保し、人材紹介を実施するなど採用に至るまでの諸活動を行う。

第2条（業務委託料：人材紹介に関する手数料）

本契約に基づく業務委託料は、採用決定者の初年度標準年収（予定）の30%とし、支払い時期は入社翌月末とする。

標準年収とは、採用決定者の月額給与の12か月分と想定賞与額等の合計額とする。甲は乙の請求金額に基づき支払うものとする。

第3条（消費税）

消費税は前条の報酬には含まず、別途甲は乙に支払うものとする。

第4条（業務委託料：人材紹介に関する手数料の変更）。

上記「第2条」の定めに関わらず、甲と乙の協議のもと、業務委託料：人材紹介に関する手数料計算料率は変更出来るものとする。しかし、その上限は、届け出制の規定に従い、当該採用決定者の初年度標準年収（予定）の50%を超えないものとする。